

議案第31号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

(1) 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）をいう。）

(2) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）

第22条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改める。

第26条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第26条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第27条の4に次の1項を加える。

3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第10項第2号中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中職員の給与に関する条例第26条第1項、第26条の2第2号及び第27条第1項の改正規定並びに次項の規定 令和元年12月14日

(3) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和2年4月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前項第2号に掲げる規定による改正後の職員の給与に関する条例第26条第1項、第26条の2第2号及び第27条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定等に伴い、本条例の適用の対象となる職員から会計年度任用職員を除く等のほか、地方公務員法の一部改正により、欠格条項の一部が削除されること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。